

神奈川県医療提供体制施設整備費補助金交付要領

神奈川県医療提供体制施設整備費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に関し必要な事項について次のとおり定める。

1 補助率

要綱第3条第1項第3号に規定する補助率は、次の表のとおりとする。

ただし、医療提供体制施設整備交付金交付要綱及び医療施設等施設整備費補助金交付要綱における補助の対象事業の国の交付率が以下の第2欄に掲げる補助率に満たない場合は、予算の範囲内で別途調整する。

1 事業区分	2 補助率
休日夜間急患センター施設整備事業	0.33
救命救急センター施設整備事業	0.33
小児医療施設施設整備事業	0.33
周産期医療施設施設整備事業	0.33
医療施設近代化施設整備事業	0.33
地域災害拠点病院施設整備事業	0.33 ただし、耐震化に伴う補強が必要と認められるものに限り0.5
医療施設耐震整備事業	0.5
院内感染対策施設整備事業	3分の1
死亡時画像診断システム等施設整備事業	2分の1
非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	0.33
医療施設浸水対策事業	0.33
医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	3分の1
分娩取扱施設施設整備事業	2分の1

2 下限額

要綱第3条第3項に規定する下限額は、1か所につき1,000千円とする。

3 提出書類の様式

- (1) 要綱第4条に規定する補助金交付申請書は、第1号様式のとおりとする。
- (2) 要綱第11条に規定する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書は、第

2号様式のとおりとする。

(3) 要綱第7条に規定する事業変更（中止、廃止）承認申請書は、第3号様式のとおりとする。

(4) 要綱第9条に規定する事業遂行状況報告書は、第4号様式のとおりとする。

(5) 要綱第10条に規定する事業実績報告書は、第5号様式のとおりとする。

附 則

1 この要領は、令和5年8月16日から施行する。ただし、適用は令和5年4月1日とする。

2 次に掲げる要領は、廃止する。

(1) 神奈川県休日夜間急患センター施設整備費補助金交付要領

(2) 神奈川県救命救急センター施設整備費補助金交付要領

(3) 神奈川県小児医療施設施設整備費補助金交付要領

(4) 神奈川県周産期医療施設施設整備費補助金交付要領

(5) 神奈川県医療施設近代化施設整備費補助金交付要領

(6) 神奈川県地域災害拠点病院施設整備事業実施要領

(7) 神奈川県医療施設耐震整備事業費補助金交付要領

(8) 神奈川県院内感染対策施設整備費補助金交付要領

(9) 神奈川県死亡時画像診断システム等施設整備費補助金交付要領

(10) 神奈川県非常用自家発電設備及び給水設備整備事業費補助金交付要領

(11) 神奈川県医療施設浸水対策事業費補助金交付要領

(12) 神奈川県医療施設ブロック塀改修等施設整備事業費補助金交付要領